



第15回飯坂婦人会つるし雛かざり



ホームページ等もご覧下さい

<https://f-hojin.or.jp>

Instagram



令和7年3月1日発行 第565号

ふくしま 法人ニュース



法人会キャラクター けんくん



私のポケット

しかし現在では、地元局が度々取り上げたからなのか、以前とは比較にならない参拝者が引きも切らずと いう様相となっており、数年前からは門前に近代的な建物を設けて、カ フェの併営を始められました。 小職の神社のイメージとは随分離れているのですが、若年層に足を向けて貰おうとする神社としての努力なのかと想像すると、何かしら涙ぐましさも感じたりしますし、また多様性の現代、神社の多角経営も悪くは無いのかも知れません。

ただ個人的には、元々美しい藤棚が名物の神社でしたので、余り顧みられている様子を伺えない藤棚の下のベンチに寂寥感を禁じ得ませんで した。

(酒井記)

毎年、我が家では宮城県の竹駒稻荷へ初詣に参拝する慣習があります。元々父が宮城県の出身で、祖父まで商いをしていた為に「一年の計は元旦にあり」との駄文で行われていたものなのでしょうが、今でも止めるにやめられず寒風の中、懲りもせず続いている次第です。

この初詣ですが、竹駒稻荷の後にもう一つ別の某神社へ参拝してからの帰宅となります。

新春公開講演会・賀詞交歓会

令和7年1月27日（月）、ウェディングエルティにおいて毎年恒例の新春公開講演会と新春賀詞交歓会が開催されました。

新春公開講演会は、落語家の桂幸丸氏を講師にお迎えし、「漸家になつて50年そして想うこと」と題し約100名参加のもと行われました。

昭和49年6月に桂米丸師匠に入門し平成2年の真打昇進を経て、落語家人生は実に50年。修行時代の様々な苦労話から現在に至るまでを面白おかしく話され、会場は終始笑いに包まれました。時折まじえる毒舌の中にも温かみがあり、師匠のお人柄が滲み出ていました。須賀川市（旧岩瀬村）出身の幸丸師匠。福島にちなんだ持ちネタが多くあるとのことで、福島弁を交えた地元のお話しからは故郷を大切に思う気持ちが伝わってきました。後半には創作落語「津田梅子伝」を披露され、参加者は最後まで熱心に耳を傾けていました。

新春賀詞交歓会は、桂幸丸師匠にも



講師 桂幸丸氏



ご臨席いただき約80名参加のもと行われました。冒頭に千葉会長が新年の挨拶を述べ、その後令和6年度納税表彰受彰の千葉会長に岸副会長より記念品が贈呈されました。

続いて、来賓を代表して木幡浩福島市長、櫻井正浩福島税務署長からご祝辞を頂きました。

会場は終始なごやかな雰囲気で、参加者による懇親の輪が広がり盛況にて終えることが出来ました。

中小企業向けについていえば、青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で、前年度より給与等の支給額を増加させた場合、その増加額の一部を法人税（個人事業主は所得税）から税額控除できる制度です。平成30年度の税制改正で、人材投資に積極的な企業の支援を目的として、教育訓練費増額による上乗せ控除の仕組みが追加されました。過日の新聞報道によれば、この教育訓練費を増やせば税額控除が広がる制度の実態を会計検査院が調べたところ適用を受けた法人の76%に当たる延べ約9800法人で訓練費の増額分を上回る税控除を受けていたことが判明しました。費用負担の何倍もの減税を受けられる制度設計になつており、会計検査院は、経済産業省や財務省に對して、制度自体の検証と見直しを進めるよう求めたそうです。よつて今後、教育訓練費の増加分の税額控除についてどのように改正されるか注目していきたい

税理士会コーナー

賃上げ促進税制

いとります。

また、令和6年度の税制改正では、中小企業については、全雇用者の給与等支給額の増加額の最大45%を税額控除できるように改正されました。適用期間は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度（個人事業主は、令和7年から令和9年までの間に開始する各年）です。

これは、従来の賃上げ要件と教育訓練費の上乗せ要件のほかに、新たに子育てとの両立・女性の活躍を支援するため、税額控除率を5%上乗せするプラスチナえるぼし認定・えるぼし認定なる制度が設けられました。これらの認定の取得方法や概要については、厚生労働省のホームページで確認して下さい。

さらに、中小企業は、要件を満たす賃上げを実施した年度に控除しきれなった金額の5年間の繰越しが可能となりました。未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度において、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額（所得税額）の特別控除に関する明細書」を提出する必要があります。

東北税理士会福島支部 小野秀樹



※2 令和6年10月1日以後に共済契約の解除があつた後、再度共済契約を締結したその法人が支出する掛金について適用されます。

2 消費税のプラットフォーム課税の創設

今回は、令和6年度の税制改正事項についてご紹介します。なお、令和7年度の改正事項については、次号以降でご紹介する予定です。

1 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例の見直し

特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例における中小企業倒産防止共済事業（いわゆるセーフティネット共済）に係る措置（※1）について、共済契約の解除があつた後に再加入した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛金については、支出時に損金不算入（資産計上）とされました（※2）。

※1 独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済事業に係る基金に充てるための共済契約に係る掛金を支出した場合には、その支出した金額は、その事業年度に損金算入することとされています。

期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間までの各課税期間においては、納税義務が免除されず、「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出できないこととされました。

自動車の変更登録を忘れずに！
『自動車税種別割は、毎年4月1日現在の自動車の所有者（割賦販売の場合は、使用者）に課税される県の税金です。

『令和6年度税制改正関係 (法人税、消費税関係) だより』

令和7年4月1日以後に、国外事業者がデジタルプラットフォーム（例えばアリストアやオンラインモールをいいます。）を介して行う「消費者向け電気通信利用役務の提供」（事業者が日本国内の消費者向けに行うアプリ配信等の電気通信利用役務の提供（事業者向け電気通信利用役務の提供を除きます。）で、かつ、国税庁長官の指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して当該役務の提供の対価を受けるものについては、当該特定プラットフォーム事業者が当該役務の提供を行つたものとみなして、申告・納税を行うこととされました。

3 金又は白金の地金等（金地金等）を取得した場合の事業者免税点制度の制限

課税事業者が、簡易課税制度又は2割特例の適用を受けない課税期間中に金地金等の仕入れ等を行い、それらの仕入れ等の金額の合計額（税抜金額）が200万円以上である場合には、3年間は免税事業者とならず、簡易課税制度も適用できないこととなります。

今般の改正により、課税期間中の金地金等の仕入れ等の税抜きの合計額が200万円以上である場合には、高額特定資産を取得した場合と同様に、3年間は免税事業者とならず、簡易課税制度も適用できないこととなります。

また、「壊れて動かない」「車検が切れて使用していない」等、実際に乗つていらない自動車でも、抹消登録をしない限り継続して課税されますので、使用していらない自動車は、抹消の登録を行いましょう。

なお、令和7年度の自動車税種別割の納税通知書は、5月9日（金）に発送予定ですが、郵便法改正による「土曜日の配達休止」、「配達日の繰下げ」等の影響で配達に時間がかかるようになり、届くまで10日程度を要する場合がありますので、ご留意願います。

（県庁税務課）



青年部会

・新年会

青年部会の新年会は、令和7年1月22日にウェディングエルティにおいて開催されました。

部会員21名のほか、OB会員、ご来賓の皆様を含め、総勢41名が参加いたしました。

来賓あいさつでは、大笹生支援学校の西牧校長より支援学校をとりまく現状などもお話しいただき、会はスタートいたしました。



大笹生支援学校西牧校長

今年のアトラクションはお正月らしく「けん玉大会」を開催しました。①どの部分に乗せるか宣言し ②乗れば賞金 ③落ちは罰金： 以外なことに成功者があまり現れず、罰金が増えたばかりでした。もちろん罰金は各支援学校への募金箱へ。こちらは「大笹生」と「だて」の各支援学校へ寄贈させていただきます。



今年度で12年となりました募金活動、次年度13年目も皆様の善意のご協力、どうぞよろしくお願ひいたします。

青年部会

・贈呈式

2月7日（金）に、卒業記念品贈呈式を大笹生支援学校にて開催いたしました。

当部会では、卒業生への記念品として大笹生支援学校の生徒さんが作成した革製品を贈呈しています。本期で9回目となります。

それぞれ卒業生のイニシャル入りのそれは、毎回とてもクオリティが高く、オンラインの素晴らしい製品です。皆さん、今年度もありがとうございました。

その後、当部会活動の一つである「募金活動」で集まつた净財を寄付させていただきました。

この募金活動

も本期で12年目を迎えました。

今回も様々な

事業において募

金を呼びかけ、

お預かりした金

額は45万円ほど

となりました。

これを大笹生、

だての両支援学



だて支援学校（令和7年2月12日）



大笹生支援学校 記念品



大笹生支援学校（令和7年2月7日）



大笹生支援学校（令和7年2月7日）

校へお贈りして参りました。

この活動は今後も続けて参りますので、「街で」「どこかの会場で」見かけましたら、ご協力どうぞよろしくお願ひいたします。

女性部会

・新年会

令和7年1年15日にコラッセふくしまの交流サロンにおいて開催いたしました。

部会員20名のほか、千葉会長と青年部会の正副部会長3名にご参加いただき、新年の抱負を語りながらあつと/or>うまの2時間でした。

終盤には青年部会の「支援学校への净財寄贈」へも

参加者全員で協力、2万円超の善意が集まりました。

そして最後は「リンゴの唄」と「上を向いて歩こう」を全員で合唱しあげました。



女性部会

・ぜいきん教室

あいあい保育園の園児19名と、「ぜいきん」のお勉強をしました。

「あおいふうせん」の紙芝居では、皆で助け合う社会の大切さを学びます。それから、暮らしの地図や、働く車のプレートを使って、皆から集めたお金「ぜいきん」はどんなところで役立っているかを学びました。

最後は100円ショップでお買い物



です！金券220円を持ち、お店の人には、きつとお家に帰つたら、ぜいきんをお話をしてくれる事でしよう。

園児たちとの会話で気づいた事があります。お家の買い物はキャッシュレスのため、お金が分からぬというのです！確かに時代の流れです。現金を持たない子供たちの金銭感覚は大丈夫でしょうか？難しい世の中です。

婚活部会

• De-1-A-i
応援プロジェクト2025

バレンタイン直前！恋するパーティ

2月1日（土）、Curry and Spice Dishes 笑夢にて、男性11名、女性6名の参加者によるイベントを開催いたしました。



カップリングしなかつた参加者の方々からも、お料理が美味しかつたと大好評いただきました。
次年度も楽しいイベントを企画していきたいと考えておりますので、皆様のご参加を心よりお待ちしております。

福島地区税務関係団体協議会長賞

祖母と税金

福島県立福島西高等学校 二年 中村 美寿羽

私は税金と聞くと消費税という言葉が思い浮かびます。他に私の身近に税金との関わりがあることがないかと考えたところ、祖母の介護も関連していることが分かりました。

私はアルツハイマー型認知症の八十一歳の祖母がいます。今は寝たきりの状態で固体物の食べ物も食べることができません。祖母は介護保険を使つて、ヘルパーの方が食事や入浴などを行ってくれています。ベッドなど介護で必要なもの全て介護保険が使用できます。介護保険とは、四十歳から六十四歳まで人が保険料を負担し、六十五歳以上の人人が、介護が必要となつた時に介護サービスを受けることができる制度です。これは、介護を家族だけでするのではなく、社会全体でいくという目的で創設されたものです。例えば、福島市や伊達市には家族介護用品給付券というサービスがあります。私の祖母のように寝たきりの状態で、一人でトイレをすることが難しい場合、オムツが必要になります。福島市の場合は月に四千円分支給され、オムツを含めた介護用品を買うことができます。オムツやパッドは一日に何個も使うものなので、毎月四千

円分貰えるのは助かると私の母も言つていました。また、要介護五の祖母の場合ヘルパーさんや訪問入浴、デイサービスなどを利用する時に月に三十六万二千百七十円の一割負担のみでサービスを受けることができます。

今まで税金についての知識がなく、どのような部分に使われているかを考えたことがあります。正直、テレビで税負担が増加するというニュースを見るたびに怒りしかありませんでした。しかし、税金について調べてみると、日常的に見えるものだけでなく、警察や消防など日々私たちを守つてくれている方たちに使われていると思うと、税金を納めることの大切さが分かります。また、祖母もたくさん介護保険に助けられていて、在宅介護ができるのは税金のおかげです。在宅介護によつて、オムツ交換や食事の介助など大変なことはたくさんあります。祖母と一緒に暮らせるという幸せがあります。ヘルパーさんなどにも助けられていて、人と人が助け合える環境があるので、税金のおかげであることが分かり、より税金の大切さを知ることができました。

広報紙アンケートご回答のお願い



福島法人会では年に6回広報紙を発行しています。
皆様により良い紙面をお届けするため、アンケートに
ご協力ををお願いいたします。



回答はスマホから
お願いします

新規加入者紹介

*新入会員のうち情報公開に同意いただいた会員のみを掲載しています

法人名	代表者	住所	業種
(同) ONODA	小野田早悠里	福島市御山町1-16 セトルグリー2-A号室	不動産賃貸業
(株)百紬	村岡 百恵	福島市岡部字内川原113-1	訪問看護
(同) SHOKEI	引地 紘昭	福島市松木町7-21	不動産賃貸業
(株)JPプランニング	藤野 圭史	伊達郡川俣町日和田14-7	人材派遣業
(有)穂友	梅澤 博之	伊達市靈山町下小国字清水24	農業
(有)川口商事	高野 和男	福島市中町2-6	旅館業
(同) 八鍬会計	八鍬 啓二	福島市北五老内町1-27	会計処理
(株)ふくたけ不動産	池田 長明	福島市南矢野目字中屋敷61-8	不動産業
(有)風間材木店	風間 良一	福島市松川町字前原18-1	木材業
ファッションバック サクヤ	蒲倉 正	福島市大町1-10	ハンドバック・袋物小売業
P i g g y	味戸 清晃	福島市笹谷字稻場28-12	菓子製造業
みちのく陸運(株)	遠藤 武義	福島市飯坂町平野字若狭小屋14-6	運輸
社会保険労務士中島真由美事務所	中島真由美	福島市飯坂町湯野字湯ノ上29-4菱沼ビル2F	社会保険労務士事務所
(株)三煌	澤園 忍	伊達市保原町宮下23-2	居酒屋、ホテル業
(有)中町共栄開発	中川 裕章	福島市中町1-12	不動産賃貸
YOSHIHARU・AP.(同)	安齋 亘	福島市新浜町1-30	不動産賃貸
(株)佐幸運輸	佐藤 秀夫	福島市飯坂町平野字南1-2	運送業
はなみずき書店	荒木 康子	福島市森合字丹波谷地前29-10	書店
社会福祉法人ひろせ福祉会	三浦 正一	伊達市梁川町栄町48	障がい者支援施設(通所)
(株)アークレス	林 敦	福島市渡利字舟場24-1	内装業

福島法人会よりインターネットセミナーのご案内

福島法人会のホームページから無料でセミナーがご覧いただけます

<https://f-hojin.or.jp> ⇒ 左バナー  をクリック

ID・パスワードは 会員ID: 1291 パスワード: 5012



会員の方は600タイトル以上のセミナーが無料で受講できます

お問い合わせは福島法人会事務局まで TEL:024-536-1291



2025

3

会員企業を応援! わっ!! 福島法人会

伊達の佐藤賢一 税理士事務所
TEL:024-576-3789

伊達の佐藤賢一 税理士事務所
Interview → 税理士 佐藤 賢一 さん

共に高みへ!!

は、故 石川金吾先生が30年間にわたり
にわたり築き上げた由緒ある事務所を
引き継ぎ、令和元年6月1日に開業し
ました。開所当時は保原町4丁目にあ
りましたが、建物が老朽化したため、
妻の父が生まれた（国税OBで税理士
だつた）「熊坂八百屋」さんの空き店舗
を改装し、1丁目の活性化も願つて、
令和元年12月に移転しました。おかげ
さまで、私たちは、今年満6周年を迎
えることができました。ありがとうございます。
Q. 立ち上げられた経緯を教えてください。

国家公務員（税務職）採用後、地元
の税務署で2週間の実地研修があり、
当時福島税務署の職員だった石川先生
が直属の上司でした。先生は毎日、保
原から署まで車で送迎してくださり、
車中で税務という仕事や職場のイロハ
などを教えていただきました。高校（旧
保原、現伊達高校）の先輩ということ
もあり、先生が開業されてから、同窓
会などでお会いすると「戻つてくんだ
べ。俺の後頼むから」と冗談で話され
ていました。先生が89歳になり私の退
職も近づいたころ、先生が病気になら
れ、事務所を引き継ぐ形で私の開業と
なったわけです。

Q. 「出身や税理士になられたきっかけ
について教えてください。

私は生まれも育ちも伊達市保原町、
コメ・モモ・肉牛肥育農家の長男で三
代目として生まれましたが、幼少から
体が弱かつたので「サラリーマン」に
なれと言われて育ちました。母方の叔
父がそろばん塾をやっていたので小学
生になると習いに行き、高校時代には
アルバイトで小学生に教えていました。
その経験から数字に関する仕事がした
ます。

【所在地】 〒960-0624 伊達市保原町1丁目6番地
【事業内容】 税理士業務
【電話番号】 024-576-3789
【公式HP】 <https://date-tax-office.com/>

Q. 事務所の紹介をお願いします。

私たち、故・石川金吾先生が30年
にわたり築き上げた由緒ある事務所を
引き継ぎ、令和元年6月1日に開業し
ました。開所当時は保原町4丁目にあ
りましたが、建物が老朽化したため、
妻の父が生まれた（国税OBで税理士
だつた）「熊坂八百屋」さんの空き店舗
を改装し、1丁目の活性化も願つて、
令和元年12月に移転しました。おかげ
さまで、私たちは、今年満6周年を迎
えることができました。ありがとうございます。
Q. 立ち上げられた経緯を教えてください。

国家公務員（税務職）採用後、地元
の税務署で2週間の実地研修があり、
当時福島税務署の職員だった石川先生
が直属の上司でした。先生は毎日、保
原から署まで車で送迎してくださり、
車中で税務という仕事や職場のイロハ
などを教えていただきました。高校（旧
保原、現伊達高校）の先輩ということ
もあり、先生が開業されてから、同窓
会などでお会いすると「戻つてくんだ
べ。俺の後頼むから」と冗談で話され
ていました。先生が89歳になり私の退
職も近づいたころ、先生が病気になら
れ、事務所を引き継ぐ形で私の開業と
なったわけです。

Q. 「出身や税理士になられたきっかけ
について教えてください。

私は生まれも育ちも伊達市保原町、
コメ・モモ・肉牛肥育農家の長男で三
代目として生まれましたが、幼少から
体が弱かつたので「サラリーマン」に
なれと言われて育ちました。母方の叔
父がそろばん塾をやっていたので小学
生になると習いに行き、高校時代には
アルバイトで小学生に教えていました。
その経験から数字に関する仕事がした
ます。

Q. 事業について教えてください。

お客様の領収書や請求書などを預
かり、会計ソフトに入力又はお客様
の入力したデータの仕訟チェックをし
て数字化し、今の経営状況や次の一手
のための数字を見える化することで、
アドバイスを行つたり、国民の大重要な
義務である正しい申告・納税のための
月次試算表や年次決算書、各税の申告
書の作成を行います。出来上がった最
新の数字を前年と比較しその結果を提
供します。それを経営判断の礎にして
いただきます。未來の経営計画やターネ
ニングポイントの判断は、事業主の感
性が第一に重要と考え、そのために予
想される数字の提示や税務上の取扱い
などのアドバイスをしております。

Q. 従業員さんは何名いらっしゃいますか?

職員が5名在籍し、全員女性できめ
細やかでソフトな対応が肝となつてい
ます。石川先生の時から勤務されてい
る70代の職員もおり、卓球や書道を趣
味にしながら何事も全力人生で活躍さ
れています。私の決裁前に税法の適用
や数字のチェックをしてくれるので大
変助かっています。ちなみに当事務所
では定年制は設けていません。

Q. クーポン事業へのご協賛ありがとうございます。PRをお願いいたします。

通常、事業主さんは自分の代も含め
幹線でたまたま隣に座った方が大学の
会計学の教授で、公認会計士になるな
ら大学に行つた方が良いが、税理士な
ら税務大学校に行き税務職員になれ
ば税理士の受験資格が取得できるとア
ドバイスされ、大学浪人中に国家公務
員三種に合格し、仙台市にある税務大
学校に入校、各税法、簿記などを学び
ました。

Q. 最後に、メッセージをお願いいたします。

「共に高みへ!」の旗のもと、事務所
のモットーの「不惜身命」は、仏教用
語で「仏道のため一心にこの身この命
を惜しまずにはささげる」という意味で
すが、私の場合は、歌手「坂本冬美」
の歌「桜の如く」からの引用です。
また、ご依頼いただいたお客様は太
陽で、我々は常に太陽を見つめる「ひ
まわり」でありたいと思います。

最後に、私は、40年の国税勤務のうち、
国税局监察課（マルサ立件担当）、調査
課（資本金1億円以上の法人の機械化
調査）、課税総括課（広域調査及び資料
源開発調査等の企画）、税務署法人税調
査（特別調査・機械化調査）等の調査
担当を30年さらに国税局税務相談室を
5年担当しました。この経験をもとに、
みなさんの「調査で困った!」「相続ど
うすっぺ!」にお答えします。ご相談
ください。クーポンをお持ちになり、
隣の妻の「紅茶の店」でお話はどう
でしょうか。